

【参考】“景観のまとまり”について（事例：四万十川流域の重要文化的景観 四万十町米奥地区・壱斗俵地区）



重要文化的景観として評価された点（景観の特質）

特質① 川と関わる暮らし

- * 瀬・淵・砂州と手つかずの水際、河畔林からなる良好な河川環境が保たれている。
- * 農林業の傍ら、河川環境を活かした伝統漁が今も営まれている。

特質② 土地利用

- * 四万十川から水を引き、規模を拡大しながら営まれてきた稲作の歴史を読み解くことができる。
- * 稲作を営んで暮らしを成り立たせていくための、洪水との戦いの跡を読み解くことができる。

特質③ 流通往来

- * 川を渡る手段の変遷を読み解くことができる。(川舟→沈下橋→抜水橋)
- * 渡河の安全祈願の痕跡が残り、今も地域で祀られている。(見合い地蔵)

…これら3つの特質を持つ景観が、個々の“景観の構成要素”から成り立っている。

景観形成区域の指定範囲について

- * 景観のまとまりは、地域活動の範囲と一致しない可能性が多分にある。しかし、地域の独自性や魅力(自然と共生した暮らしの文化など)は、景観のまとまりで語る方が分かりやすく、外部の人々に対しても伝えやすい。
- * 当初は景観のまとまりをもって小さく指定しておき、地域活動の内容の類似性や連携状況などを確認しながら、集落、小学校区などへと範囲を拡げていく方向性も考えられる。

景観形成区域の候補地について

- * ここに提案する手法で景観形成区域の指定を行う場合、その候補地は、景観のまとまりが感じられ、なおかつ地域主体の活動が行われている場所が相応しい。
- * この観点から資料②-3に示した候補地 No.15~32 をみると、No.29, 30, 32 は、農地周辺に水路、道、祠、家屋などがあり、一定のまとまりを持った景観として捉えられるため、景観形成区域の候補地となりうる。
- * これに対し、No.15~28, 31 は、上の写真に示すように、あるひとまとまりの景観を成り立たせている要素(=景観の構成要素)として捉えられる。